

輪島市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年1月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成28年1月13日（水）観光課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○平成27年は、「まれブーム」、北陸新幹線金沢開通、キリコ会館・輪島塗会館の完成等で観光誘客活動に予想以上の成果を上げたが、今後いかにその機運を継続していくかが課題となると思われる。増加した観光客に対する更なる「おもてなしの向上」や、今後増えるであろう外国人観光客の受入体制の整備などが必要となってくる。「おもてなし向上」の意識が市民全体に波及し本市の交流人口拡大・地域の活性化につながることを期待したい。さらに、今年4月より「輪島ふらっと訪夢」内での観光案内業務を市による直接運営で行うこととなるが、各種関係団体とも連携を取りながら、より一層の観光サービスの充実を目指した業務遂行をお願いしたい。

また、極めて難しい課題であるが、中心市街地だけでなく市内全域への観光客の回遊・誘導にも工夫を期待したい。

○物産館使用料等の滞納については、滞納者の親・保証人も交え、分納計画書を作成し、納付する体制となっており、計画どおりに納付されていることについては評価したい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 滞納による収入未済額の解消について

依然として相当額の収入未済額があり、引き続き厳しく滞納額縮小に努められたい。